

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2020年7月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

第1条（略）
（用語の定義）
第2条（略）

第1条（略）
（用語の定義）
第2条（略）

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------------|---|
| (略) | (略) |
| 14 イーサネット利用回線 | 当社のイーサネット通信サービス契約約款又はUniversal Oneサービス契約約款（第4編に限りま す。）に規定する契約者回線等 であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの |
| 18 Universal One利用回線 | 当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限りま す。）に規定するUniversal Oneサービス第1種に係る 契約者回線等（次に掲げるものに限りま |
| 26 第6種シェアードIP-PBX利用回線 | 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る Universal One回線 、IP通信網利用回線、イーサネ ット利用回線、IP-VPN利用回線又は特定 加入者回線 |
| (略) | (略) |

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------------|--|
| (略) | (略) |
| 14 イーサネット利用回線 | 当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限りま す。）に規定する契約者回線等（令和2年7月1日付で Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイ ーサネット通信サービスから契約移行したものに限りま す。） であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係 るもの |
| 18 Universal One利用回線 | 当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限りま す。）に規定するUniversal Oneサービス第1種に係る契 約者回線等（次に掲げるものに限りま |
| 26 第6種シェアードIP-PBX利用回線 | 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る Universal One利用回線 、IP通信網利用回線、イーサネット利 用回線、IP-VPN利用回線又は特定加入者 回線 |
| (略) | (略) |

～2020年6月30日

2020年7月1日～

第3条（略）～第73条（略）

第73条の2（略）

| 種 類 | 内 容 |
|---------|---|
| (略) | (略) |
| カテゴリー 5 | <u>イーサネット利用回線(当社のUnivesal Oneサービス契約約款に定める第5種イーサネット通信サービスのタイプ2であってUnivesal Oneアクセスに係るものに限ります。)</u> 及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの |
| (略) | (略) |

第3条（略）～第73条（略）

第73条の2（略）

| 種 類 | 内 容 |
|---------|---|
| (略) | (略) |
| カテゴリー 5 | <u>イーサネット利用回線</u> を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの |
| (略) | (略) |

| ～2020年6月30日 | 2020年7月1日～ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------|---------|-----|----------------------|--|-----|-----|--|----|-------------|---------|-----|----------------------|---|-----|-----|
| <p>第73条の3～第88条、別記、料金表 第1表 (略)</p> <p>料金表 第2表</p> <p>1 適用</p> <table border="1" data-bbox="125 400 1079 1107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 訪問時刻指定 工事費の適用</td> <td> <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ケ <u>キ及びク</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 交換機等工事費等の適用 | (1) (略) | (略) | (2) 訪問時刻指定 工事費の適用 | <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ケ <u>キ及びク</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> | (略) | (略) | <p>第73条の3～第88条、別記、料金表 第1表 (略)</p> <p>料金表 第2表</p> <p>1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1146 400 2112 1107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 訪問時刻指定 工事費の適用</td> <td> <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p><u>なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。</u></p> <p>ケ <u>キ</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 削除</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 交換機等工事費等の適用 | (1) (略) | (略) | (2) 訪問時刻指定 工事費の適用 | <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p><u>なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。</u></p> <p>ケ <u>キ</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 削除</u></p> | (略) | (略) |
| 区分 | 交換機等工事費等の適用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 訪問時刻指定 工事費の適用 | <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ケ <u>キ及びク</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 交換機等工事費等の適用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 訪問時刻指定 工事費の適用 | <p>(略)</p> <p>ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p><u>なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。</u></p> <p>ケ <u>キ</u>のほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>コ 削除</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 工事費の額 (略)</p> <p>料金表 第3表～料金表別表2 (略)</p> | <p>2 工事費の額 (略)</p> <p>料金表 第3表～料金表別表2 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則 (令和2年6月23日 A P S 1サ第00662362号)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |